

利用者の全人性、尊厳の実践的理解と展開

一般社団法人鹿児島県介護福祉士会

会長 田中 安平

はじめに

- (1) 介護福祉士は何をする人か
- (2) 介護福祉士の存在意義

[I] 全人的ケアの実践に求められる尊厳の理解

1. 尊厳を支えるケアとは

尊厳を支えるとは、かけがえのない個人としてその人の生き方を尊重すること。障害があってもなくても同じである。人は誰も「人として敬われたい」「尊敬されたい」という欲求がある。そして、自分の夢の実現に向かって毎日を過ごしている。人生の目標、これが自己実現であり、人が存在する上で求める究極的な欲求である。人としての尊厳を大切にしながら、援助を必要としている人に対等に接することが介護サービス提供者に求められる基本的視点である。

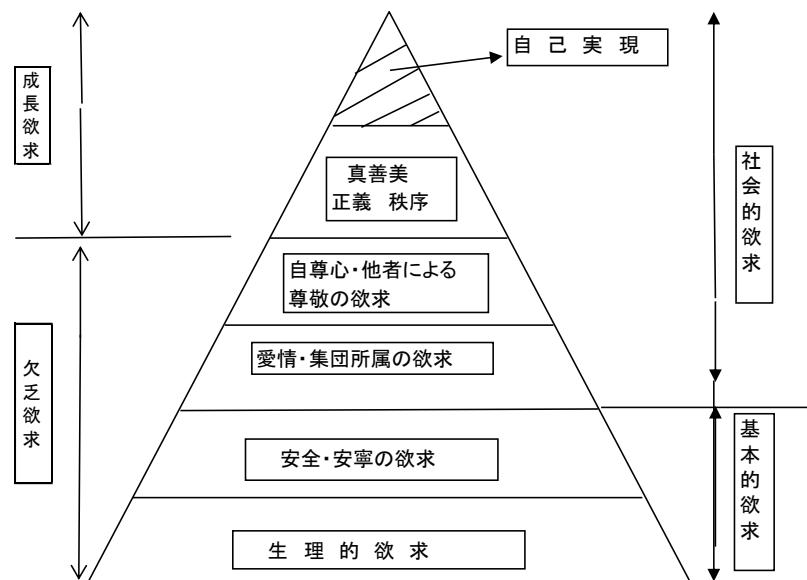


図1 マズローの欲求階層説

憲法第11条（基本的人権の永久不可侵性）：国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法第 13 条（個人の尊重）：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法第 14 条（法の下の平等）：すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

憲法第 25 条（生存権、国の保証義務）：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法第 97 条（基本的人権の本質）：この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない、永久の権利として信託されたものである。

2. 利用者主体ということ

「人の命は地球より重い」といわれるよう、命の価値は健常者も障害者も変わらない。命とは生きることであり、生活である。その生活を、自分の意思で選択決定することを主体性という。主体性を尊重するということは、要援助者が自分の生活を自分の意思で選択、決定することを認めることである。障害のため、日常生活のほとんどを他者の手を借りなければならないとしても、その人の生活はその人のものであり、援助者がとやかく言うべきものではない。主体性を尊重することで、尊厳を支えるケアの実践が可能になる。

（例）糖尿病を持った人への支援：甘いものや酒を飲みたいことへの支援。

3. 価値観について

人は生まれた瞬間から種々の価値観の影響を受けて生きている。乳幼児においては父母・兄弟から、学童期においては同年代の仲間や先輩から、そして地域社会の人々や教師から自我の確立に大きな影響を受けているのである。自我の確立は価値観の確立と同様、その人の人生観を左右する。

人は何らかの行動をしようとして、数ある選択肢の中から一つの行動を選ぶ判断基準に、「価値づけ」という物差しを用いる。このことで自分に都合の良い選択をしているのである。「価値づけ」とは基本的に比較することで、「選考価値」と呼ばれるが、「道徳性」という普遍的な特性を有した「価値づけ」は「理想価値」と呼ばれ、「人が理想価値を持つ場合には、自分自身と同様に、それによって他者をも審判する」ことになるのである。

それゆえ介護職員は、常に自分の価値観を白紙にした状態で利用者に関わろうとする意識を持っていなければならない。生命の質・生活の質といわれる QOL は、その人の人生観・価値観に大きく左右されるものである。

4. 平等・公平と差別について

一般的に平等とは「みんなが同じであること」と考えられているが、福祉における考え方では、「差異のあるサービスを提供することが平等につながる」のである。なぜなら、「個別化」とは、「差異」を認めることである。また、公平とは均一に対応するということではなく、同じように接するという意味でもない。介護保険制度において区分支給限度額に違いがあるように、ニーズへの対応という意味からすると、提供されるサービスに差異を設けることが公平になる。

$$A=B \times C \quad A : \text{サービスを受けた後の満足度}, B : \text{提供されるサービスの量や質}, \\ C : \text{利用者の心身の状態}$$

「差異化」は「個別化(区別)」への対応であり容認することができるが、「差別化」を認めることはできない。本質的に、「区別」とは分けられるそのものに対していうのではなく、分ける条件が異なることをいい、差別とは条件によって分けられたものに差（価値の優劣）をつけることをいう。

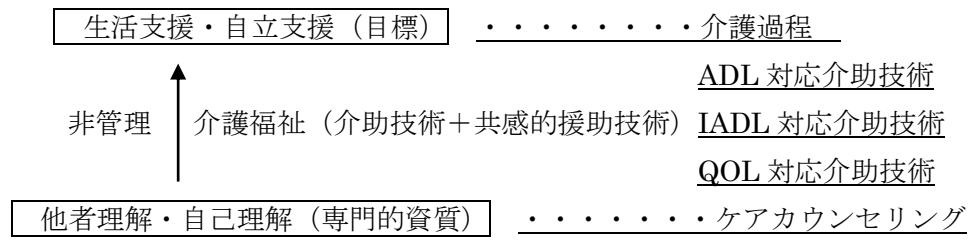
*区別には配慮も含まれる。（例）明石市での圧死事件

【II】尊厳を保持したケアに求められる介護福祉の専門性と哲学・倫理

1. 介護福祉の専門性

専門性とは専門家の身につけているべき能力のことであり、以下の3つをいう。利用者の生活を支援するうえで、①目標が設定できること、②他者理解・自己理解ができること、③介護技術が展開できることである。この3つを身につけた人を専門家という。

図2 専門的介護



*目標のない援助は専門的介護とはいえない。

*非管理・共感的援助の伴わない援助（介助）は、たとえ目標があっても専門的介護とはいえない。

*専門的資質のない人による援助（介助）は、当然専門的介護とはいえない。

注) 鹿児島国際大学福祉社会学部論集（2003年第22巻第1号）図5に下線部加筆

2. 書物に見るケアの哲学・倫理

①メイヤロフ（1971）は「他者をケアしようとするとき、私はその人とその人の世界を、あたかも自分が当事者であるかのように理解出来なければならない」（Mayeroff1971：53）と述べている。それが介護福祉士に求められる専門性の一つ他者理解であり、共感力である。利用者の満足いくサービスを提供するために、援助者には物言わぬ・物言えぬ利用者の望みを推察できる能力が求められる。しかし、メイヤロフが「私は、自分が理解できるようにしか他者を理解することはできないのである」（Mayeroff1971：54）と述べているように、自己理解すなわち自己を覚知する能力が必要となる。

では、自己覚知ができると適切な他者理解が可能になるのかというと、否である。「一般化された原則」が、すべての人に当てはまるとは限らない。「その人の体験によって、異なった考え方を作り上げられ」るのであり、「同じ行動の裏にも、時に全く逆の考え方、解釈」があり、「その考え方をもとにして、一人ひとりの表現と行動」（平木 2002：34-35）がとられるのである。ここに、介護福祉士に求められる専門性のなかでも身につけることの困難なケアカウンセリングの必要性が生まれるのである。（田中安平『プロの介護福祉士を目指すあなたに』）

②「われわれを看護という具体的で実行可能な行為へと導く知は、<何のために>という実践の目的と哲学をその内に含んでおり、さらに人間が人間に働きかける点において、相手を部分として生きた関連から切り離された<対象>として、ただ外から眺めるという方法は成立しない。・・・看護者一人ひとりの価値観や判断が看護行為を決定づける根拠であるという事実は、看護実践そのものが、科学的思考を超える知的な倫理的実践である・・・」
(池川清子「実践地としてのケアの倫理」『ケアの社会倫理学』)

③「看護ケアは、患者のニードとして表れて来た「こころ」を感じとり、ケアすることである。つまり、自分のケアマインドを看護ケアとして具現化することであり、ケアを必要としている患者に援助行為を実践することである。しかし、ケアマインドがいくら真摯でも、看護者が実際に自分自身の身体、つまり頭のみならず手、足を使って対象者に援助行為できなければ、そこには看護ケアは成立しない。また、その援助行為が、患者にとって苦痛で、危険としかいいようのないものであったり、患者の持てる力を活用せず、自立を阻害するものであるならば、看護ケアとはいえない。」（三尾弘子「看護技術としてのケアマインド」『ケアリングのかたち』）

④「・・・ケアは、そのような「いま・ここで」の対応に付き合う場面の展開・継続である。・・・だから、例えばあいてが「困っているらしい」とか、そう「見える」と感じられる時点で、すでにケアは始まっている。相手が「本当に困っているかどうか」は、むしろケアの展開・継続の最中に問題になりうる事柄である。言い換えれば、明確に相手の「意

を確かめる」前にすでに、ケアはその場の文脈・状況に依って相手の「意を汲む」形で進行している。」(堀江剛・中岡成文「臨床哲学とケア」『ケアの社会倫理学』)

⑤「とはいえ、対人援助の実際は多様である。われわれが現実に援助の実践の場にあるとき、援助とは決して共感と受容だけで成り立つものではない。また、指導と叱責のみで援助が行えるものでもない。援助者に求められているのは、これらの態度を基礎としてそのときの状況と関係にふさわしい態度を意識してとることであり、またとれることである。そしてそのためには、それらの訓練を自己に課すことである。」(村田久行『ケアの思想と対人援助』)

参考文献

- ミルトン・メイヤロフ (1971) 『On Caring』, Harper & Row.
- 池川清子(2005)「実践地としてのケアの倫理」『ケアの社会倫理学』, 有斐閣
- 三尾弘子「看護技術としてのケアマインド」『ケアリングのかたち』
- 堀江剛・中岡成文(2005)「臨床哲学とケア」『ケアの社会倫理学』, 有斐閣
- 村田久行 (2002) 『ケアの思想と対人援助』, 川島書店
- 田中安平 (2006) 「介護の基本視点とケアワークの意義」『生活支援の理念と介護における尊厳の理解』, 全国社会福祉協議会
- 田中安平 (2018) 『プロの介護福祉士を目指すあなたに』 ラグーナ出版